

※訪問介護とは

ホームヘルパーや介護福祉士などが家庭を訪問し、日常生活を送れるように支援するサービスです。介護保険を利用する場合はケアマネージャー等が作成するケアプランに基づいてサービスが提供されます。

◇「身体介護」

身体の直接接触して行う介助のほか日常生活に必要な機能向上を目指した専門的援助

(食事介助・排泄介助・入浴介助・衣類の着脱介助・身体の清拭・通院等介助)

◇「生活援助」

日常生活に支障が生じないように行われる家事に関するサポート

(調理・掃除・洗濯・買い物など)

※介護予防訪問介護とは

要支援1・2の認定を受けている方の状態の悪化をできるだけ予防し、生き生きとした日常を営むことを支援するサービスです。

※障害福祉サービス（居宅介護事業）

障害者自立支援法における障害者（児）知的障害者（児）、精神障害者等の受給を受けた方にサービスを提供しています。居宅介護の受給を決定された利用者が、居宅において日常生活を営むことができるよう、身体その他の状況およびその置かれている環境に応じて、ご家庭をホームヘルパーや介護福祉士が訪問し家事援助や身体介護、生活に関する相談および助言のサービスを行います。

平成 21 年度訪問介護に関する介護報酬改定の概要

身体介護（30 分未満）	231 単位／回	⇒	254 単位／回
生活援助（30 分以上 1 時間未満）	208 単位／回	⇒	229 単位／回

※特定事業所加算

以下の体制要件と人材要件を満たしているので加算Ⅱ ⇒ 所定単位数の 10%を加算

《体制要件》

- ① すべての訪問介護員に対して個別の研修計画を作成し、研修を実施または実施を予定していること。
- ② 会議の定期的な開催。（概ね月に 1 回以上）
 - 利用者に関する情報
 - サービス提供に当たっての留意事項の伝達
 - 訪問介護員等の技術指導を目的
- ③ サービス提供責任者が、訪問介護員等に利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等（文書又はメール・FAX でも可）の確実な方法によって伝達しサービス提供後の報告を適宜受けていること
 - 留意事項とは {
 - 利用者の ADL や意欲
 - 利用者の主な訴え・要望
 - 家族を含む環境
 - 前回のサービス提供時の状況
 - その他サービス提供に当たっての必要事項
- ④ 定期健康診断の実施（1 年以内に 1 回）
- ⑤ 緊急時における対応方法の明示 重要事項説明書に明記されていればよい

《人材要件》

- ① 訪問介護員等の総数のうち介護福祉士が 30%以上 又は介護福祉士・2 級・1 級訪問介護員の合計が 50%以上
- ② すべてのサービス提供責任者が 3 年以上の実務経験を有する介護福祉士又は 5 年以上の実務経験を有する 2 級・1 級訪問介護員

初回加算（新規）	⇒	200 単位／月
----------	---	----------

（介護予防訪問介護も同様）

※新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は同行訪問した場合。

緊急時訪問介護加算（新規）

⇒

100 単位／回

利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図りケアマネジャーが必要と認めたときに、居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合。